平成２３年（フ）第８６８号
北九州市小倉南区沼新町２丁目16番36号
債務者　東　　関子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７４号
北九州市八幡西区八枝１丁目５番21号
債務者　白石亜紀子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７７号
北九州市八幡東区白川町５番７号
債務者　日比野真木子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９０８号
北九州市小倉北区江南町10番１号　水門荘６号
債務者　湯淺やちよ
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県田川郡添田町大字添田3359番地の31
債務者　岩﨑　良太
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７９号
佐賀県唐津市北波多成渕2953番地
債務者　大浦　幸村
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２７８号
広島県福山市多治米町２丁目４番16号、旧住所広島県福山市多治米町２丁目18番８―301号　多治米中央マンション
債務者　ほっかほっか亭西新涯店こと　小林ひろ子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２８１号
広島県福山市新涯町５丁目17番10号
債務者　梶原　健児
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３９１号
沖縄県中頭郡西原町字棚原26番地　コーポ26―202号
債務者　呉屋千恵美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５６号
沖縄県那覇市寄宮２丁目34番29号　大城方
債務者　糸数喜代子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９０９号
北九州市八幡西区本城東６丁目５番７号202号
債務者　棚町美智代
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０４５号
大阪府箕面市西小路５丁目３番26―307号
債務者　安藤　正孝
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９５号
大阪市生野区田島６丁目３番28号　シャトークレール602号
債務者　谷川　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４８号
大阪市城東区諏訪２丁目７番28―705号、申立時の住所大阪市中央区和泉町２丁目１番14号リブロン和泉町403
債務者　大野　明子（旧姓古泉）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５５号
大阪市東淀川区上新庄３丁目14番９号
債務者　伊達　大輔
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９１号
大阪市淀川区東三国６丁目19番12―601号
債務者　竹尾あけみ
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９２号
大阪市淀川区東三国６丁目19番12―601号
債務者　金沢星秀こと　金　　星秀
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部